

## 京都府知事が指定する特認の事項（京都府特認基準）

- ① 8 法地域に地理的に接する地域の農地
- ② 農林統計上の中山間地域（旧市町村）
- ③ 次のアからウの要件を満たすこと（旧市町村）
  - ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上
  - イ DID からの距離が 30 分以上
  - ウ 人口減少率（H12～H17）が 3.5%以上で、かつ人口密度 150 人/km<sup>2</sup>未満

上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする

- 傾斜農地（田 1/100 以上、畑 8 度以上）
- 自然条件により小区画・不整形な田
- 高齢化率・耕作放棄率の高い農地